

東広島市に進出をお考えの企業必見！

サテライトオフィス等 誘致促進助成

最大
(3年度総額)
1,500万円
を助成！

東広島市に新たにサテライトオフィス等を構えようとしている事業者の方への
進出に係る費用の一部を支援します。対象エリアは東広島市内全域です。

助成金額等

対象期間

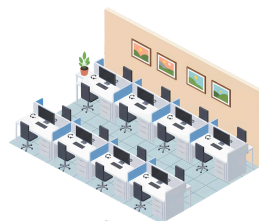
事業開始年度から翌々年度末まで
最大3年度

助成金額

イニシャルコスト 補助率 **30%**
ランニングコスト 補助率 **50%**

上限額

各年度上限額
500万円



対象条件

- ・法人格を有するもの
- ・賃貸等により本市内で新たに事業所を開設するもの
(市外事業者の移転含む)
- ・新規雇用常用労働者1名以上
(市外事業所からの異動者含む)
- ・助成金の交付を受けた日から5年以上事業を継続するもの



対象業種

- ・研究開発を目的とする製造業、学術・研究開発機関
 - ・半導体製造に関連する事業所
 - ・情報サービス業等
 - ・デザイン業、広告業等
- ※専ら情報通信技術を利用する方法により行う事業に限り対象となります



対象経費

- イニシャルコスト ※初年度のみ
内装改修費、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費
- ランニングコスト
オフィス賃料、情報通信システム保守・使用料、通信回線使用料

さらに、以下の要件を満たす場合には、広島県からの追加助成を受けることが可能です。



県内で新たに事業所を開設するもの
(県外事業所の移転含む)



新規雇用常用労働者3名以上
(県外事業所からの異動者含む)

お問合せ先

東広島市 産業部 産業振興課

☎ 082-420-0921 FAX 082-422-5805

✉ hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp



制度対象期間

令和13年3月31日まで

制度期間中に指定決定を受けた事業者については、上記以降も対象です

申請の流れ

産業振興課へ事前相談

事業内容と対象経費が分かる資料等をお持ちください

指定申請

事業開始30日前までを目安に申請してください

事業開始

次のうちで最も早い日を基準日とします

- ※賃借料の助成のみを希望する場合は(1)が基準日
- (1) 賃貸借契約等に基づくオフィスへの入居開始日
 - (2) 内装改修工事の着手日
 - (3) 研究開発に資する機器の取得日
 - (4) 情報通信システムの導入日

交付申請

当該年度の末日までに提出してください

- ※対象経費は交付申請時点で支払を完了している必要があります

助成金請求

請求書受取後、30日以内に入金いたします

注意事項

5年間の事業の継続ができなくなった場合等、東広島市サテライトオフィス等誘致促進助成要綱に規定する助成金交付対象要件に該当しなくなった事業者には、助成金の返還等を命ずる場合があります

Q&A

Q1 広島県内に既に別拠点を持っていますが、対象となりますか？

→ A 東広島市内で新たに事業所を開設する場合は対象になります。

Q2 指定・交付決定前にかかった経費は、対象となりますか？

→ A 事業着手前に指定申請をしていただく必要があります。
必ず事前にご相談ください。

Q3 他制度の補助金と併用できますか？

→ A 制度によっては併用できない場合があります。詳細はご相談ください。

その他ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。